

気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま



四季だより 第10号

2014年9月

発行 消費者ネットワークわかやま 〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付 TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649

活動報告

学習会を開催しました!!

テーマ 「健康食品との上手なつきあい方」

講師 武庫川女子大学 生活環境学部教授 松浦 寿喜 氏

2014年7月28日(月) わかやま市民生協組合員ホールにて
消費者ネットワークわかやま主催の公開学習会が開催されました。(参加 48名)

近年の健康志向の高まりに伴い、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、薬局などには健康や美容を謳った健康食品が数多く並ぶようになり、どのような基準で商品を選んだらよいか健康食品の種類、安全性、問題点などの観点から、健康食品との上手なつきあい方について学びました。

参加者からは、「日頃疑問に思っている大変興味深いテーマで、分かり易くユーモラスに講義して頂き勉強になりました」「世の中に様々な悪徳品が多いこともわかりました」「今まで医薬品や健康食品などの効果の違いや差を知らませんでした、これからは表示などをよく見て、特定保健用食品の商品や医薬品など、きちんと安全性、有効性のデータがあるものを選びたいと思います。」
「松浦先生の説明がわかりやすく、大塚製薬での経験談などユーモアの交えた話あってよかった。」
「よくサプリメントを飲用しているので、すごく参考になって、これからの生活を考えていきます。」と感想をいただきました。



和歌山県消費生活センターに寄せられた最近の相談から

今年4月から6月の3か月間に県消費生活センターには昨年同期の件数^{※1}を上回る1,660件の相談が寄せられました。

苦情相談の内容別で最も多い相談は、アダルト、出会い系等の悪質サイトからの不当請求や身に覚えのない架空請求メールなどの「ウェブサイト関連」の相談、例えば、パソコンやスマートフォンを閲覧中、年齢認証ボタンを興味本位でクリックしたら、突然、高額料金請求の画面が表示されたというような相談です。こうした相談をお寄せになる方々からは、「無視するつもりだが、それでいいか」というように対処方法についての確認や今後の注意点についてのアドバイスを求められることが少なくありません。インターネット等を使った架空請求の手口等についての啓発が消費者の皆さんに浸透してきた証だと思っております。ところが最近「新たな手口」、というより「古典的な手口」を使った架空請求とおぼしき相談が寄せられるようになりました。それは、『民事訴訟最終確認通知書』などと題したハガキ^{※2}が送り付けられてきたが身に覚えがない。どうすればいいか」といった相談です。いずれも、「独立行政法人〇〇〇センター」、「法務省認定△△△事務局」など公的機関のような名称を騙り、請求金額や債務の内容を曖昧にし、もっともらしい法律用語や裁判をイメージさせる言葉で消費者の不安を煽り、期限を切って消費者に折り返しの連絡を促そうとするものです。「インターネット等を使った架空請求は無視すればいい」ということは分かっている、「民事訴訟」、「強制執行」などの文言が並んだハガキが突然届いたりすると平常心でいられる方は多くないと思います。消費生活センターにご相談頂ければいいんですが、中には驚いてハガキに書かれている問い合わせ先に電話をかけてしまう方もいらっしゃるかもしれません。悪質業者は、こうした電話を糸口にして個人情報を聴き出し、支払を強要し、新たな詐欺のターゲットにしようと待ち構えております。幸い、このようなハガキが基で「お金を払ってしまった」というような相談は今のところ寄せられておりませんが、悪質業者の消費者を騙そうとする手口は、日々変化し続けております。絶対に負けることのできない悪質業者との知恵比べはこれからも続きます。

皆様方の、変わらぬご支援、ご協力をお願い致します。



(和歌山県消費生活センター)
所長 上村 英之 氏



カットは、ろうきん「こもんず」より

※1) 昨年同期(平成25年4月～6月の3か月間)の相談件数は1,554件

※2) 裁判所に申立があった場合には、裁判所から「特別送達」という方法で通知がきます。

映画「カミハテ商店」上映会(12/5)

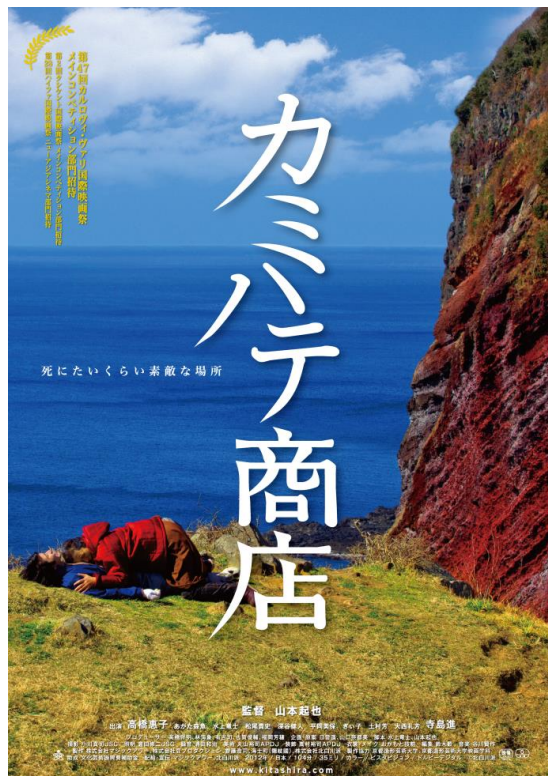
主演の**高橋恵子**さんが和歌山に！

当ネットワーク加盟団体である和歌山クレジット・サラ金問題対策協議会は、平成26年12月5日(金)午後6時30分からプラザホープ(和歌山市北出島1-56-47)4階ホールにて、映画「カミハテ商店」の上映会を開催します。

「カミハテ商店」は、過疎地で雑貨店を営む老女を主人公に、自殺、高齢者の孤立と地域での見守りなどをテーマとした社会性の高い作品です。

その上映会において、なんと主演の**高橋恵子**さん、監督の**山本起也**さんが見えになり、映画の制作意図、背景などについてトークを行うとのこと。

入場は無料、予約も不要。お問い合わせは、和歌山クレサラ対協事務局(073-433-2244)まで



カミハテ商店

検索

★★★ 消費者支援機構関西 (KC's) の活動報告 ★★★

適格消費者団体 非営利活動法人 消費者支援機構関西 (KC's)

◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体。不当な契約・勧誘・広告表示に対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめる差止請求訴訟ができる団体。全国で11団体が認定。また、KC'sは、被害回復の新制度を担う特定適格消費者団体をめざしています。

◎家賃保証委託事業者の追い出し行為、和解後も継続か？

KC'sと日本セーフティー(株)の間では、賃貸保証サービス契約書における契約条項の差止請求に関し、2012年12月20日付で訴訟上の和解が成立しております。

この和解では、同社が「公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の家賃債務保証事業者協議会が定めた『業務適正化に係る自主ルール』及び『自主ルールに関する細則』を遵守することを確認する。」という条項(「追い出し行為」に一定の歯止めをかける内容)が盛り込まれています。

しかし、本年4月、従業員が、家賃立替分を回収する際に、1か月分の賃料滞納で明渡しを求めて、賃借人に対して恫喝的に約30分も支払いを迫った、との情報提供がありました。また、全国の消費生活センターの相談や苦情にも、上記の内容のものが多数存在します。そこで、同社に対して調査・回答を求めるとともに、和解条項の履行がなされていない事実があった場合には、従業員に対して、今後の是正のためどのような対応をされるのかについて、7月31日に申し入れました。

◎貸衣装会社(株) レンタルブティックひろの次回裁判にて証人尋問があり、傍聴参加を呼び掛けます。

キャンセルした場合に挙式日1年前でも30日前でも契約金額の30%の解約料を徴収するという貸衣装解約条項の一部差止を求めて昨年9月から、これまでに7回の裁判が大阪地裁堺支部にて開かれています。次回の裁判は9月30日(火)10時30分～となっています。今回は相手方の証人に対する尋問があります。傍聴希望の方は事務局(Tel06-6920-2911 mail info@kc-s.or.jp)までご連絡ください。

お知らせ

消費者ネットワークわかやま主催
消費者問題啓発学習会

入場無料!

消費者被害にあわないために

～賢い消費者になろう!!～



「健康食品の送り付け被害」や「振り込め詐欺」をはじめ、インターネットや携帯（スマートフォン）による「サクラサイト」や「ネット詐欺」など、悪質業者の手口は年々、巧妙化しており私達を取り巻く環境は依然として危険にさらされています。

悪質商法の被害にあわないための最大の武器は「知ること」です。

最新の悪質商法の手口を学び、だまされない賢い消費者になりましょう!



消費者ネットワークわかやまでは9月～12月の4ヶ月連続で下記の日程で講座を開催します。皆さん、お誘い合わせのうえご参加下さい!!

	日 程	時 間	場 所
①	9月10日(水)	10:00～ 11:30	打田生涯学習センター 紀ノ川市西大井 338
②	10月8日(水)	13:00～ 14:30	新宮市民会館 (新宮市新宮 7696)
③	11月12日(水)	10:30～ 12:00	市民生協 田辺組合員センター (田辺市稲成町江原 304)
④	12月3日(水)	10:00～ 11:30	河北コミュニティーセンター (和歌山市市小路 192 番地 3)

参加費： 無 料

講 師： 消費生活相談員 (NPO法人 消費者サポートネット和歌山)

定 員： 各会場とも 30 名



【問い合わせ先】

消費者ネットワークわかやま

Tel 073-474-1124

fax 073-474-8649

事務局 向まで